

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）第39条第1項	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可	指導予防課

1 審査基準は、薬局等構造設備規則（昭和36年2月1日厚生省令第2号）第4条で定める基準に適合すること。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）第5条第3号イからトまでのいずれかに該当しないこと。

2 標準処理期間は、15日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。